

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和4年3月11日変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	64.5t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から同年11月30日まで)	0 t
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	64.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.2 t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から同年11月30日まで)	0 t
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	1.2 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留 保	2.6 t
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置漁業	35.725 t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から同年11月30日まで)	5.56 t
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	30.165 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	3.975 t
	留 保	1.7 t